

# 安保政策 大きな転機

## 日本の安保政策を知る

### キーワード

#### ▶非核三原則

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という原則。1957年に岸信介首相が自衛権の範囲内なら核保有も可能と国会で答弁したが、67年12月に佐藤栄作首相が「核の三原則、核を製造せず、核を持たない、持ち込みを許さない」と明言した。

71年に沖繩返還協定に関連して可決された国会決議で非核三原則の順守を明記し、「国是」として堅持してきた。核兵器の製造や保有は原子力基本法で禁止している。日本は署名した核拡散防止条約(NPT)で「非核兵器国」として製造したり取得したりしないと義務づけられている。

#### ▶武器輸出三原則

1967年に佐藤栄作首相が国会答弁で①共産国②国連決議で武器輸出が禁止された国③国際紛争当事国かその恐れがある国への武器の輸出禁止を表明。76年に三木武夫首相が全面禁輸に広げた。法的拘束力は無く、83年に中曽根内閣が官房長官談話で米国への武器技術供与を容認した。

小泉内閣も2004年に米国との弾道ミサイル防衛システムの共同開発を例外扱いにした。野田内閣の11年には安全保障に役立つ国際共同開発・生産、平和構築・人道目的の装備品供与を包括的に認めた。英仏と装備品の共同開発協議などで合意している。

#### ▶防衛大綱

10年程度先を見据えた安全保障政策の中長期の指針。別表に自衛隊の体制や主要装備品の整備目標などを盛り込む。これに基づき5年間の経費総額や装備の整備数量を定めた中期防衛力整備計画を定める。

1976年に初めて決定し、冷戦終結を受けて95年に見直した。米同時テロや弾道ミサイル拡散などを踏まえ、2004年の大綱では多様な事態を想定し「弾力的な実効性のある防衛力」を掲げた。民主党政権の下で初めてまとめた10年の大綱は、自衛隊の人員や装備の効率的な運用をにらみ「動的防衛力」という新しい概念を打ち出した。

#### ▶ガイドライン

日本有事の際などの日米協力の枠組みや方向性を示す文書。1978年の決定当初は旧ソ連の侵略を念頭に置いた対応が中心だった。96年に当時の橋本龍太郎首相とクリントン大統領がアジア太平洋地域での協力強化を掲げた共同宣言を発表。97年の初の改定では朝鮮半島有事などへの対応を想定し、戦闘をしていない後方地域で自衛隊による米軍支援活動を可能にした。

その後、政府は周辺事態法を成立させ、米軍への協力を強化するため日米物品役務相互提供協定(ACSA)を改正して物品提供の適用範囲を広げた。

#### ▶周辺事態法

「周辺事態」は日本の平和と安全に重要な影響を与える状況を指し、朝鮮半島や台湾海峡有事などを想定した概念。1999年の法整備により政府が認定すれば、戦闘をしていない後方地域で自衛隊による米軍支援や捜索救助活動が可能になった。支援は水や燃料、食事の提供、人員や物資の輸送、米艦船や航空機の修理などがある。

発動要件は国連安全保障理事会の制裁対象であることなど。地理的概念ではないとの立場だが、国会で当時の小淵恵三首相は「地球の裏側で生起することは想定されない」と答弁し、公式見解となっている。

中国の相対的な影響力増大、北朝鮮の軍事力増強と挑発行為……。10月21日、政府の「安全保障と防衛力に関する懇談会」が打ち出した国家安全保障戦略の取りまとめに向けた概要は、中国と北朝鮮を「脅威」と明確に位置付けた。備えとしては防衛能力向上、日米同盟の強化などが必要だと述べた。

2月、訪米してオバマ大統領と向かい合った安倍晋三首相が「日米同盟の強化に役立てたい」として触れ

## 変わる日本の守り

# 集団的自衛権行使探る

政府・与党が安全保障政策の見直しを積極的に進めている。日本を取り巻く環境は厳しさを増し、テロやサイバー攻撃といった新たな脅威にも対応する

ためだ。戦後、平和憲法の下で幾重にも歯止めをかけたが、整備してきた日本の防衛力。その水準や求められる役割は転機を迎えつつある。(一面参照)

た政策の一つが集団的自衛権の行使に向けた検討だ。集団的自衛権は同盟国が武力攻撃を受けた場合、自国が直接攻撃されなくても実力で阻止できる権利。国連憲章で主権固有の権利として明示され、日本も国際法上、保有している。ただ政府は憲法9条のもとで認められる武力行使の範囲を超えるため「行使は憲法上許されない」との見解を、1981年に政府答弁書で決定している。安倍政権が行使容認が必要になると想定している代表的な例は2つ。一つは公海上で米艦が第三国の艦艇や航空機などから攻撃を受けたときの自衛艦による反撃だ。現状の解釈では米艦に被害が出ても反撃は難しく、それでは協力する部隊間の信頼関係が保てないとの指摘がある。もう一つは大陸間弾道ミサイル(ICBM)への対処だ。仮に北朝鮮が米国を狙って発射した場合、日本は能力があっても上空を通過するミサイルを迎撃できない。テロやサイバー攻撃など新たな脅威への日米の共同対処でも足かせになるとの見方がある。ただ行使容認に関しては、自衛隊の活動範囲がどんどん広がって専守防衛に反するとの批判も根強い。政府解釈の変更で対応するのではなく、憲法をきちんと改正すべきだとの意見もある。



日本の戦後の防衛政策は、国際情勢の変化に現実をこら合わせていくかという調整の歴史だった。1950年に始まった朝鮮戦争を踏まえ、米国は日本本土の防衛や治安維持能力を高めるため「再軍備」を後押しする姿勢に転じた。警察予備隊、保安隊を経て、54年に防衛庁と陸海空の3自衛隊が発足する。平和主義を定めた憲法9条と整合性を持たせるため、防衛力は「自衛のため必要な限度」とし、「専守防衛」で武装部隊の海外派遣も憲法上許さないとした。政府は防衛力を向上させていく過程で、「非核三原則」「武器輸出三原則」など多くのタガを自らにはめた。武器や関連技術の輸出を禁じる「武器輸出三原則」は一時は厳格に運用されたが、近年は国際的な装備品の共同開発・生産の流れを踏まえ、徐々に緩和されている。部隊や装備品の戦略的な

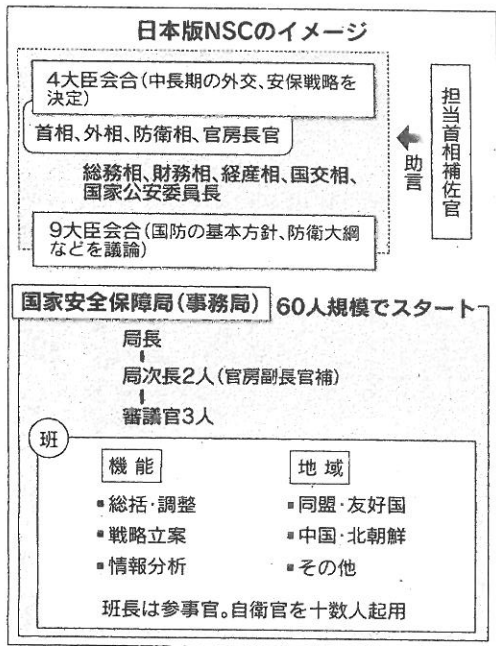
配備には中長期の見通しが重要になる。76年に「防衛計画の大綱」(防衛大綱)を初めてまとめ、その後、環境変化に合わせて3回改定した。自衛隊の活動範囲は90年代に大きく広がった。冷戦終結や湾岸危機をきっかけに、日本も人的な国際貢献が必要との議論が急速に高まった。92年に国連平和維持活動(PKO)協力法を成立させ、初めて自衛隊をカンボジアに派遣した。日米間では93、94年の北朝鮮の核危機を踏まえ、97年に防衛協力のための指針(ガイドライン)を改定。朝鮮半島有事を念頭に自衛隊の米軍支援の規定を盛り込んだ。日本有事にはは至らない段階で自衛隊ができる

活動を選定した「周辺事態法」も99年に成立した。2001年の米同時テロ後は、米国のアフガニスタン攻撃をきっかけに自衛隊を相次いで海外に派遣した。インド洋での海自の給油活動を可能にするテロ対策特別措置法がまず成立。03年に始まったイラク戦争では、イラク復興支援特措法の成立を受けて陸自や空自の部隊を派遣した。ただ戦争や事件が起きるたびに慌てて法整備する場当たり的な対応には批判も強い。あらかじめ定めた枠組みの下で機動的に対応するため、国際協力の恒久法の制定を求める声が与野党にある。安倍政権は今年中にも安保政策の中長期的な指針と

なる「国家安全保障戦略」と新たな防衛大綱を決める方針だ。大綱の上位文書と位置付ける指針を定めるのは事実上初めて。57年に決めた「国防の基本方針」は「国力国情に即し自衛のため必要限度において効率的な防衛力を漸進的に整備する」と安保政策の理念を打ち出すこととまっていた。大綱見直しは3年ぶりとなる。安倍政権は①テロや災害援助での協力拡大②宇宙・サイバー空間での攻撃への対応——などを念頭に、14年末までのガイドライン再改定に取り組み。集団的自衛権の行使容認に関する結論も反映する方向だ。政府・自民党では近隣国からのミサイル攻撃の可能性を念頭に、米軍に依存してきた敵基地攻撃能力(打撃力)を保有すべきだとの意見も出ている。

# 「9条」との整合性腐心

日本は戦後の防衛政策は、国際情勢の変化に現実をこら合わせていくかという調整の歴史だった。1950年に始まった朝鮮戦争を踏まえ、米国は日本本土の防衛や治安維持能力を高めるため「再軍備」を後押しする姿勢に転じた。警察予備隊、保安隊を経て、54年に防衛庁と陸海空の3自衛隊が発足する。平和主義を定めた憲法9条と整合性を持たせるため、防衛力は「自衛のため必要な限度」とし、「専守防衛」で武装部隊の海外派遣も憲法上許さないとした。政府は防衛力を向上させていく過程で、「非核三原則」「武器輸出三原則」など多くのタガを自らにはめた。武器や関連技術の輸出を禁じる「武器輸出三原則」は一時は厳格に運用されたが、近年は国際的な装備品の共同開発・生産の流れを踏まえ、徐々に緩和されている。部隊や装備品の戦略的な配備には中長期の見通しが重要になる。76年に「防衛計画の大綱」(防衛大綱)を初めてまとめ、その後、環境変化に合わせて3回改定した。自衛隊の活動範囲は90年代に大きく広がった。冷戦終結や湾岸危機をきっかけに、日本も人的な国際貢献が必要との議論が急速に高まった。92年に国連平和維持活動(PKO)協力法を成立させ、初めて自衛隊をカンボジアに派遣した。日米間では93、94年の北朝鮮の核危機を踏まえ、97年に防衛協力のための指針(ガイドライン)を改定。朝鮮半島有事を念頭に自衛隊の米軍支援の規定を盛り込んだ。日本有事にはは至らない段階で自衛隊ができる活動を選定した「周辺事態法」も99年に成立した。2001年の米同時テロ後は、米国のアフガニスタン攻撃をきっかけに自衛隊を相次いで海外に派遣した。インド洋での海自の給油活動を可能にするテロ対策特別措置法がまず成立。03年に始まったイラク戦争では、イラク復興支援特措法の成立を受けて陸自や空自の部隊を派遣した。ただ戦争や事件が起きるたびに慌てて法整備する場当たり的な対応には批判も強い。あらかじめ定めた枠組みの下で機動的に対応するため、国際協力の恒久法の制定を求める声が与野党にある。安倍政権は今年中にも安保政策の中長期的な指針と



# 日本版NSCで情報集約

政府が年内の発足を目標とする国家安全保障会議(日本版NSC)は、外交・安全保障政策の司令塔となる。武力攻撃やテロなどに素早く対応するには、普段から様々な事態への備えをしておく必要がある。関係省庁ごとに分かれていた情報を首相官邸に集約し、一元的に分析する役割を担う。

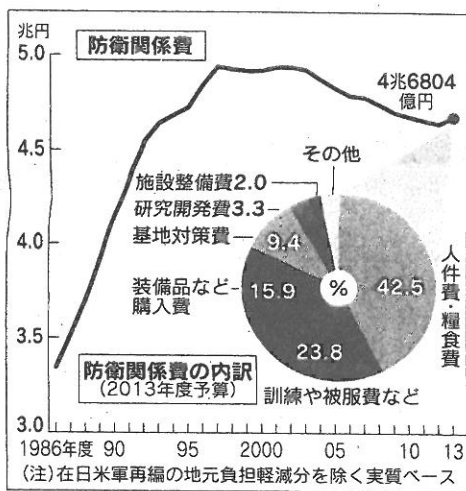
本家である米国のNSCは大統領直属。正副大統領や国務、国防長官ら少数で構成し、機動的に意思決定ができる。日本のNSCは

中核となる首相、外相、防衛相、官房長官の「4大臣会合」を月に2回ほど開き、外交や安全保障に関する認識を擦り合わせる。

在日米軍再編、対中関係、北朝鮮の核・ミサイル問題などが当面の重要課題。担当の首相補佐官も常設し、首相に助言する。事務局の「国家安全保障局」は自衛官十数人を含め60人規模となる。総括、情報分析、戦略立案などの「機能」と「地域」で班を分ける。

新組織が有効に機能するには、質の高い情報をどれだけ集約できるかがカギを握る。設置法案は国会審議の過程で、必要な情報提供を各省庁に義務付ける修正が加えられた。

政府は海外から得た情報を厳重に管理するため、公務員らが国家機密を漏洩した場合に罰則を強化する特定秘密保護法案も国会で成立させたい考えだ。ただ野党の一部には「国民の知る権利が損なわれる」と懸念する声がある。



防衛関係費は厳しい財政状況を踏まえて削減傾向だったが、安倍政権で増加に転じた。2013年度は前年度を400億円上回る4兆7538億円の0.8%増。総額92兆6千億円の13年度予算のうち、防衛関係費は5.1%を占める。



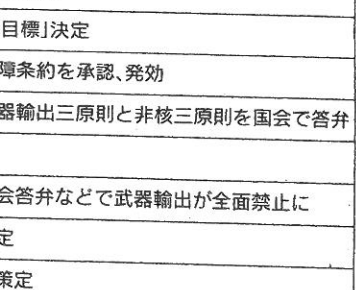

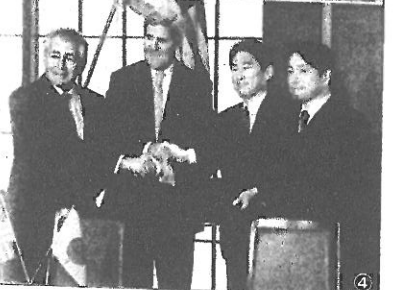
変動しやすい在日米軍再編関連の地元負担軽減分などを除いた実質ベースでは4兆6804億円となり、防衛省は「03年度から減ってきたが11年ぶりに増額した」と説明している。内訳は約25万人の自衛隊員の人員費や糧食費が1兆9899.28億円を計上。給与などで人員費の増加が予想され、14年度予算でも前年度を上回る公算が大きい。

1976年に防衛計画の大綱を決めた際、防衛関係費を国民総生産(GNP)比で1%の枠内に収める目標が国内総生産(GDP)比となり、実質ベースの防衛関係費は0.9%台で推移している。

# 防衛関係費削減から増加へ

変動しやすい在日米軍再編関連の地元負担軽減分などを除いた実質ベースでは4兆6804億円となり、防衛省は「03年度から減ってきたが11年ぶりに増額した」と説明している。内訳は約25万人の自衛隊員の人員費や糧食費が1兆9899.28億円を計上。給与などで人員費の増加が予想され、14年度予算でも前年度を上回る公算が大きい。

1976年に防衛計画の大綱を決めた際、防衛関係費を国民総生産(GNP)比で1%の枠内に収める目標が国内総生産(GDP)比となり、実質ベースの防衛関係費は0.9%台で推移している。

1947年	日本国憲法施行	
50年	朝鮮戦争 警察予備隊を創設(写真①)	
51年	旧日米安全保障条約に署名	
52年	海上保安庁に海上自衛隊の前身の海上警備隊発足 保安隊が発足	
54年	防衛庁を設置、陸海空の3自衛隊が発足(写真②)	
56年	日本、国連に加盟	
57年	防衛政策の基礎となる「国防の基本方針」を決定 第1次「防衛力整備目標」決定	
60年	新たな日米安全保障条約を承認、発効	
67年	佐藤栄作首相が武器輸出三原則と非核三原則を国会で答弁	
72年	沖縄返還	
76年	三木武夫首相の国会答弁などで武器輸出が全面禁止に 初の防衛大綱を決定	
78年	日米ガイドライン策定	
81年	集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの見解を政府答弁書で決定	
86年	安全保障会議設置法が施行	
91年	湾岸戦争が始まる	
92年	国連平和維持活動(PKO)協力法が成立 カンボジアに自衛隊をPKO派遣	
94年	北朝鮮の核開発危機で緊迫	
96年	日米安全保障共同宣言	
97年	日米ガイドラインを改定	
98年	北朝鮮のミサイル「テポドン」が日本上空を通過	
99年	朝鮮半島有事を念頭に自衛隊が米軍を支援する周辺事態法を制定	
2001年	米同時テロ テロ対策特措法が成立、補給艦などをインド洋へ派遣し米艦船を支援	
03年	武力攻撃事態対処法など有事関連3法が成立 ミサイル防衛システムの導入決定	
04年	イラク復興支援特措法に基づき、現地へ自衛隊を本格派遣(写真③、陸上自衛隊提供・共同)	
07年	防衛庁が「省」に昇格	
09年	ソマリア沖アデン湾の海賊対応のため、海自を派遣	
11年	東日本大震災が発生、3自衛隊が共同で対応する統合任務部隊を最大規模の人員で設置 野田内閣で武器輸出三原則を緩和、国際共同開発などが可能に	
13年	日米2プラス2で、14年末までのガイドライン再改定を確認(写真④) 国家安全保障戦略を初めて策定? 防衛大綱、中期防を決定?	